

## 第 175 回奈良県都市計画審議会

1. 日 時：令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
2. 開催場所：奈良ロイヤルホテル ロイヤルホール
3. 出席者：塚口委員、久委員、朝岡委員、兒山委員、三浦委員、山口委員、松本委員  
坂口委員（代理出席）、志知委員（代理出席）、信谷委員（代理出席）  
齋藤委員（代理出席）、宮西委員（代理出席）  
小林委員、芦高委員、西川委員、関本委員  
植田委員、平井委員
4. 開催状況：報道関係者 1 名、傍聴者 2 名

報告事項① 都市計画区域における南部・東部地域の土地利用制度の見直し方針について

報告事項② 奈良県における都市計画道路の見直しについて

議案外審議 奈良県都市計画審議会 常務委員会について

事務局： 定刻になりましたので、ただ今から、第 175 回奈良県都市計画審議会を開会いたします。  
委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
本日司会を務めさせていただきます事務局の湯山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の資料の確認をお願いいたします。上から順に、次第、座席表、審議会委員名簿、幹事名簿、第 175 回都市計画審議会報告事項①・②の資料、第 175 回都市計画審議会議案外審議案件資料の、計 7 種類でございます。もし不足があるようでしたら、挙手いただきましたら、資料をお持ちいたします。

[不足無し]

事務局： 本日の説明は、前方のスクリーンに資料を映して行いますが、スクリーンが見つからない場合は、お手元の資料をご覧ください。

次に、本日の審議会運営についてご説明申し上げます。審議会事務局の幹事につきましては、案件に関係する幹事のみのお出席とさせていただきますのでご了承願います。本日出席の幹事、関係課につきましては、お配りしております座席表をご覧ください。また、記録のため事務局において録音と撮影を行いますので、ご了承ください。

続きまして、当審議会の委員につきましては、お配りしております委員名簿のとおりとなっておりますが、前回、令和 7 年 2 月の審議会以降、委員の交代がありましたので、改めてご紹介いたします。

まず、学識経験者の委員ですが、塚口 博司委員です。久 隆浩委員です。朝岡 直美委員です。兒山 真也委員です。三浦 研委員です。山口 行一委員です。松本 しのぶ委員です。また、本日はご欠席ですが、村本 佳宜委員です。

次に、県議会を代表する委員です。小林 誠委員です。芦高 清友委員です。西川 均委員です。関本 真樹委員です。また、本日はご欠席ですが、小村 尚己委員、中川 崇委員です。

次に市町村議会の議長を代表する委員です。田原本町議会議長の植田 昌孝委員です。また、本日はご欠席ですが、奈良市議会議員の森岡 弘之委員です。

続きまして、市町村の長を代表する委員です。王寺町長の平井 康之委員です。また、本日はご欠席ですが、橿原市長の亀田 忠彦委員です。

次に関係行政機関の委員です。近畿財務局 坂口 和家男委員の代理で、奈良財務事務所 木下 宏幸所長です。近畿農政局長 志知 雄一委員の代理で、野田 和史近畿農政局農村振興部農村計画課長です。近畿経済産業局 信谷 和重委員の代理で、岡田 賢晃近畿経済産業局地域経済部地域連携推進課長です。同じく関係行政機関の委員の、近畿地方整備局長 齋藤 博之委員の代理で、奈良国道事務所の横山 健司副所長です。奈良県警察本部長 宮西 健至委員の代理で、交通部交通規制課の中谷 貴志課長です。また本日はご欠席ですが、近畿運輸局の服部 真樹委員です。

本日の審議会につきましては、委員総数 24 名中 18 名が出席されておりますので、奈良県都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、本日の審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

ここで、報道関係者の皆様をお願い申し上げます、撮影・録画・録音につきましては、案件の説明に入るまでの間とさせていただきますので、ご了承願います。

審議会運営規程第 5 条により、会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の進行は会長をお願いしたいと思います。塚口会長、よろしくお願いいたします。

塚口会長： 塚口でございます。それでは、私の方で、議事進行させていただきたいと思います。

ただ今から、第 175 回奈良県都市計画審議会の議事に入りたいと存じます。

本日は第 175 回の奈良県都市計画審議会でございますが、議事に入ります前に、議事録の署名人を決めさせていただきます。審議会運営規程第 8 条によりまして、私の方から指名させていただくということになっておりますので、今回は三浦委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

県の「審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、審議会等の会議は原則として公開することとなっております。本日の案件につきましては、非公開とすべき内容がないと思われますので、公開で運営したいと思います。よろしくお願いいたします。

傍聴者の方がいらっしゃるということでございますので、これを認めさせていただきます。

〔傍聴者入場〕

塚口会長： これから審議に入るわけでございますが、報道関係者の皆さま方には、もし撮影・録音等ございましたら、案件に入る前にお願いいたします。これ以降は遠慮していただきますようお願いいたします。

次第でございますように、本日は報告事項が 2 件ございます。まず、「都市計画区域における南部・東部地域の土地利用制度の見直し方針について」、これを事務局から説明よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、報告事項①「都市計画区域における南部・東部地域の土地利用制度の見直し方針」につきまして、県土地利用政策課の澤田が説明をさせていただきます。

報告事項①については、お手元の資料、右上に報告事項①と記載している資料となりますので、参考にご覧ください。同様の資料を、前のスクリーンに写して説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

この方針は、令和7年3月21日の知事定例記者会見で発表したものとなっております。

最初に南部・東部地域における課題と取組について説明をさせていただきます。県南部・東部地域においては、過疎の集落が増えていることを踏まえ、県では、奈良県南部・東部振興基本計画を策定し、市町村と協働して、地域の振興に関する施策に今取り組んでいるところです。具体的には、下の四角にも記載しているとおり、新たな産業集積地の形成による企業の誘致、雇用機会の増大、企業の事業拡大や規模拡張を促進、特産物の加工など地域産業の振興への支援、農家民宿等特色のある宿泊施設の整備の支援などに取り組んでいるところでございます。

次に、都市計画制度にかかる課題でございます。この南部・東部地域は、19の市町村から成り、そのうち、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、この8つの市町村は、都市計画区域に含まれており、都市計画制度による土地利用規制をこれまで実施してまいりました。右側の地図に示しているとおり、緑色のところが南部地域、水色のところが東部地域で、赤い太線で囲ったところが都市計画区域となっております。都市計画区域と、南部・東部地域の両方に含まれている地域が、今申し上げた8つの市町村ということになります。都市計画制度については、人口増加を背景にしまして、無秩序な市街化を抑制する役割を果たしてまいりましたが、人口減少下において、これまでと同様の規制を適用し続けてもよいのかという課題があると考えております。

次に、都市計画制度にかかる市町村の具体的な課題についてご説明させていただきます。これまでも市街化調整区域におきましては、県において、開発許可基準の緩和を行ってきましたが、南部・東部地域の市町村長からは、次のような声をいただいております。「人口が著しく減少している山間の過疎地域と平野部とでは条件が異なるので、一律の基準、運用では、南部・東部地域において必要とされている施設の立地が難しい」「現在の基準や運用では想定されていない新たなニーズへの対応が、現行制度では困難である」「企業誘致を速に行いたい、地区計画制度や開発許可といった、市街化調整区域における開発の手続きにはかなり時間が必要となっている」、そういった声がございました。また、南部・東部地域の各種施策の推進にあたって、具体的には、画面下にも示していますように、地域の特産品を使用した食品製造工場の立地、優れた自然環境、美しい景観を活かしたキャンプ場の整備等を求められています。

これまで説明してきた背景を踏まえまして、市町村や有識者と意見交換を重ねながら、今後の都市計画区域のあり方について検討し、無秩序な市街化につながらない範囲で、農林漁業や景観などとの調和を図りながら、市町村長のリーダーシップの下、地域が求める将来像に沿った土地利用や、真に必要な施設の立地が行えるよう、見直すこととしたものでございます。

見直しの方針は、画面にも示しているとおり、3つございます。1つ目、産業や商業、観光の振興や、居住に資する施設の立地に関する土地利用制度の運用を見直します。2つ目、

南部・東部地域の市町村がまちづくり方針を策定し、地域振興に資すると認める施設については、許可対象とします。3つ目、手続きを迅速化するというございます。

次に、産業振興の視点、商業・観光振興の視点、住宅に関する視点、手続に関する視点、この4つの視点で、具体的に見直し内容を説明させていただきます。

まずはじめに、産業振興に関する見直し内容です。地域の産業に資する工場などの施設につきまして、地区計画の面積要件を緩和するとともに、開発許可基準における対象業種や立地要件などを追加いたします。具体的には、産業活性化型の地区計画を策定する場合は、市街化調整区域においても産業目的での土地利用がこれまででもできましたが、これまでは、この産業活性化型の地区計画は、面積要件が1ヘクタール以上で、全ての区画において土地利用の具体的な計画があるということが条件でした。これを0.3ヘクタール以上に緩和いたしまして、全ての区画ではなく、1区画のみで土地利用計画が具体化していれば、地区計画を策定できるようにするものです。また、都市計画法第34条14号において、工業系ゾーンの工場は、これまで、市町村マスタープラン等に位置づけられた区域でしか認められなかったものですが、それを従来の基準に加えて、市町村が策定したまちづくり方針に位置づけられた工業系ゾーンも対象地とします。

次に、商業や観光振興に関する見直しです。引き続き、都市計画法第34条各号についての内容となります。市街化調整区域におきまして、日常生活に必要な店舗等を建築する場合は、申請地の半径500メートル以内の住宅の戸数が要件となっていました。この基準を見直しいたしまして、まちづくり方針に位置付けられた日常の生活上必要な施設であって、地域振興に資すると市町村長が認めるものについては、店舗を建てられるように、基準を見直します。また、運動・レジャー施設につきましても、これまで遊園地、動物園、観光植物園などを対象としていましたが、これに加えて、市町村のまちづくり方針で位置づけられたキャンプ場やピクニック緑地、そういったものの附属建物も認める変更をいたします。

次に、住宅です。市街化調整区域内で住宅を建設する場合の条件として、既存集落活性化型の地区計画というものを含める必要がありました。これまで、地区計画を含めるための条件は、面積要件が1ヘクタール以上で、駅や市役所等の周辺で50戸以上の建築物が連なっているということが立地条件でした。今後は、市町村長が、地域コミュニティの維持などを図るため、適切な立地要件、面積要件を判断した上で、必要と認める集落で地区計画の策定を可能としたいと考えております。また、既存建築物の建て替え等による住宅建設につきましては、これまで既存建築物が取り壊されてから1年以内に限って建替が可能でしたが、除却されてから1年以内という、期間の要件を見直しいたします。

最後に手続の迅速化についてでございます。地区計画につきましては、原案の検討、作成の過程から市町村を支援したり、県庁内の事務処理期間を短縮することで、立案から都市計画決定まで、これまで約1年かかっていたところを、9か月程度に短縮をいたします。また、開発許可の手続きについても、開発審査会へ付議する対象を縮小する、あるいは、申請手続について、事前協議を要しない対象を拡大する、また、開発審査会はこれまで年4回、3か月ごとに開催してきましたが、これを随時開催するというような形で、手続の迅速化にも努めてまいります。

今後の進め方でございます。こうした方針に基づき、新たな、市街化調整区域における地区計画制度、開発許可基準につきまして、令和7年度中に運用を開始したいと考えております。

以上で、報告事項①の説明を終わります。ありがとうございました。

塚口会長： どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問あるいはご意見ございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。

挙手をしていただければありがたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。マイクをお願いします。

兒山委員： 兵庫県立大学の兒山です。主に7ページ辺りに関して、あるいは若干違うところも含めてになりますが、今回のご提案につきまして、線引きですとか、地区計画ですとか、そういった制度の中でということですので、特に反対ということではありませんが、若干、懸念というのがございます。かなり規制緩和という形になりまして、都市計画がないがしろにされてるという恐れもなくはないというように見えます。

7ページ辺りを見ますと、まちづくり方針というものを市町村が策定するということになっておりまして、どういう施設を作っていいかということが決められるということですのでけれども、方針ですから、多分そんなに細かくきっちり規定するものではないと思うんですね。

そうしますと、運用上どうするかということが結構問題になってきて、非常にゆるい運用にすると、まさに都市計画がないがしろにされると。一方で、厳しくすれば、そういうことではないということになると思いますので、運用上、注意を図っていただく必要があるというように思います。例えば防災上のリスクのある土地の利用に関して、従来通りの、一定の厳しさをもった対応するとかですね。

それから、言葉で、こういう施設を作っていいと書いていても、実態がそうになっていないというケースが出てくる可能性があるかと思います。ある県での事例を申し上げますと、地区計画で作る施設として、道の駅に準ずるようなものを作ると言いながら、実態はホームセンターであるということがあったりします。ちょっとそれは、合法かもしれませんが、抜け穴を使っているようなものというように私は考えておりますので、そういうことがないような運用を期待したいなというところです。

それから同じ7ページのところで、従来であれば、観光支援の利用に必要な店舗等が、最寄り駅等から徒歩で利用する道路沿道というふうな形で、公共交通によるアクセスに関する縛りがあるということです。ところが、これからはそういうものがなくなるということで、施設によっては、公共交通によるアクセスが非現実的なケースもあろうかとは思いますが、公共交通をできる限り使えるような配慮をしていただけるような、そういう施設を作る運用というのをしていただければというように意見として申し上げます。以上です。

塚口会長： はい、ありがとうございました。このようなご意見に対しまして、事務局はどのようにお考えでしょうか。

事務局： ご意見ありがとうございます。

運用上、緩くならないようにということですが、今、まちづくり方針の方は、まさに制度設計をしておりまして、市町村が定めていくものですので、ガイドラインのようなもの

のを、こちらで作成をしているところです。おっしゃっていただいた観点の中で、防災リスクがあるところは入れないでおこうということは、定めようとしております。

また、先ほどの、道の駅に準じるというところでホームセンターが建ったというような事例をいただきましたけれども、そういうところも、用途については、以前から建てられる、日常生活に必要な店舗であるとか、観光施設に必要なものというところは緩めないの、あくまでも、立地の要件といいますか対象区域、例えば住宅が半径 500 メートルのところに 100 戸要りますっていうところを、市町村がまちづくり方針で認めた場合は認めましょうと。ただし、その用途はやはり店舗ですよというところは緩めないとしておりますので、そういう運用とさせていただきたいと思っております。

あとは、観光資源のところ、交通アクセスに今までは縛りをかけていたところを、山間の南部・東部地域においては、そこがちょっと厳しいかなというところで、まちづくり方針に位置付けた場合は認めるというところなのですが、今、制度設計をしておりますガイドラインでも、できるだけ交通機関が使えるような配慮というところは、加えたいというふうに思っております。

塚口会長： 兒山先生いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[意見なし]

塚口会長： ありがとうございます。まちづくり方針のところですね、きちっとした記述がなされていて、それを、市町の皆さんと県の方が協力していくと、そういう形で円滑に進めていただければと思います。ありがとうございました。他はいかがでございましょうか。

[意見なし]

塚口会長： はい。それでは、特にご発言もないようでございますので、報告案件の 1 つ目はこのあたりにさせていただきたいと思えます。

報告事項がもう 1 点ございます。次は、「奈良県における都市計画道路の見直しについて」でございます。事務局から、ご説明よろしく願いいたします。

事務局： 続きまして、報告事項②「奈良県における都市計画道路の見直しについて」、澤田が引き続き説明させていただきます。

報告事項②についてはお手元の資料、右上に報告事項②と記載している資料となりますので、参考にご覧ください。説明は前のスクリーンで行います。よろしく願いいたします。

まず、はじめに、本県の都市計画道路の現況についてご説明させていただきます。都市計画道路の制度は、都市の将来像を実現するために、交通基盤の整備を計画的に推進するためのものとなっております。下のグラフをご覧ください。都市計画決定延長と整備状況を示しております。横軸が年、縦軸が延長となっております。総延長が昭和 30 年から 40 年代に増加しており、高度経済成長期に多くの都市計画道路が都市計画決定されました。また、中央の表にあるように、令和 6 年 3 月末時点において、県内に約 400 路線の都市計画道路があります。計画の総延長は約 830 キロメートルとなっております。このうち、計画幅員通りに完成している、いわゆる改良済み延長は約 470 キロメートルで、整備率は約 56% となっており、事業未着手のままとなっている路線も多く残っている状況でございます。

次に、見直しの必要性です。都市計画道路では過去に人口の増加、交通量の増大、市街地の

拡大等を前提に決定されてきましたが、近年の人口の減少、高齢化の進行、将来自動車交通量の減少など、社会経済の状況は大きく変化し、都市計画道路網を取り巻く環境も変化してきております。左側のグラフ1は、奈良県の人口推移を示しております。平成12年の144万人をピークに人口は減少しはじめ、令和2年の国勢調査では132万人となっております。今後さらに減少していくと予想されております。右側のグラフは、平成21年に公表した、奈良県内の将来交通量の推計結果をまとめたものとなっております。平成21年に、初めて、平成17年度実績1800万キロメートルあった交通量は、令和12年には1500万キロメートルと、約2割減少する推計結果を公表したところです。さらに、都市計画運用指針において、都市計画道路の必要性について検証を行うように示されております。また、都市計画法53条により、道路の都市計画が定められた区域内には、建築制限が課されます。事業未着手のままとなっている路線は、この建築制限が長期に渡っている状況で、見直しが必要と考えております。

次に、都市計画道路の見直しの経緯についてでございます。平成20年に国から将来交通量の推計値が公表され、奈良県においても、平成21年に県内の将来交通量が減少するといった推計結果を公表いたしました。これを受けまして、平成22年に、奈良県都市計画道路の見直しガイドライン、以降はガイドラインと説明させていただきますが、このガイドラインを策定し、県と市町村が連携して、都市計画道路の見直しを進めてきているところでございます。

次に、現行のガイドラインで示している都市計画道路の存続・廃止の考え方についてご説明させていただきます。画面に、考え方の流れを示しております。未着手の都市計画道路を対象に、都市計画道路に求められる3つの観点、ちょうど中央に黄色い部分で示しておりますように、自動車の交通機能、歩行者等の交通機能、自治体のまちづくり計画との整合性、この3つの観点において、都市計画道路の整備の必要性について検討いたします。このいずれの観点においても、必要性が認められない路線につきましても、原則、都市計画を廃止するということしております。なお、必要性が認められた場合においても、他の手段で代替できる場合は、都市計画を廃止するという考えでございます。県内の都市計画道路の見直しは、このガイドラインの考え方に基づいて進めているところでございます。

次に、見直しの進捗状況についてご説明いたします。都市計画道路は、市町村長が決定したものも含めまして、見直しに着手した平成22年度時点におきまして、約400路線でございます。そのうち、長期間事業に着手していない約190路線を見直し対象とし、昨年度までに約60路線の全部または一部廃止を行ったところでございます。対象23市町すべてが見直しに着手しており、そのうち20市町は、見直しを完了しております。見直しが完了していない都市計画道路のある3市町におきましても、見直し作業を進めているところでございます。

これまで見直しを行ってきた中でも課題が出てきております。現行ガイドラインにつきましては、主に2つの課題があると考えております。1つ目が、先ほど説明しましたとおり、当該道路の必要性の観点を中心とした検証を行ってまいりました。そのため、実現性の観点が考慮されていないことが1つでございます。2つ目が、幅員等の変更が必要と判断した路線において、具体的変更案を作成する作業が、事業実施時としていることでございます。そのため、現在、次期見直しに向けて、先ほど説明しました課題を踏まえまして、ガイドラインの改定について検討中でございます。

現在検討中の見直しフロー案を画面に示しております。見直しの主な点は、次のとおりでございます。1 点目が、このフローの 5 番目、歴史的景観文化財などへの影響・事業実施上の支障など、実現性の検証を追加いたします。2 点目が、フローの 6 番、道路幾何構造、ルートの変更等によって、実現性の支障を回避できるかどうかを検証し、適切な時期に都市計画道路の変更を実施するというものでございます。その他に、7 番、都市計画道路の変更及び廃止が周辺道路に影響を及ぼさないかどうかを道路ネットワークの観点から検証し、計画の変更廃止を決定することや、8 番、見直した路線の定期的なフォローアップを実施していきたいと考えております。

最後になりますが、今後の予定でございます。令和 7 年度中にガイドラインの改定案を取りまとめ、その内容については、2 月の都市計画審議会で報告させていただきたいと考えております。

以上で報告案件②の説明を終わります。ありがとうございました。

塚口会長： はい。どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見等ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

[意見なし]

塚口会長： 都市計画道路につきましては、かなり長期間、計画案を実際来实现していないというのが多々ありますので、それをもう一度、必要性、それから実現性の観点から見直していこうと、そういうことでございます。これにつきましては、県の特色といいますか、例えば、先ほどお示しいただいた 8 ページ目のところ、実現性の検証のところ、歴史的景観とか文化財への配慮とか、こういった県として非常に重要であろうと思われることを考えて、見直すという視点と、もう 1 つ、忘れてはならないのが、7 番の変更後のネットワークに問題がないのかという視点ですね、そういうところもきちんと見ていただいて、やっていただければいいかなというふうに私も思いました。

委員の皆様から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

[意見なし]

塚口会長： はい。ありがとうございます。それでは特にご質問ないということでございますので、この報告案件 2 つは事務局からこういう説明をお聞きして、そして皆さん方の、現時点におけるご意見を伺ったという形にさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、次第に挙げております、報告事項 2 件は終了させていただきます。

続きまして、議案外審議が 1 件ございます。奈良県都市計画審議会常務委員会につきまして、事務局から説明、よろしくお願いいたします。

事務局： 議案外審議案件として、奈良県都市計画審議会常務委員会について、奈良県県土利用政策課の澤田が説明させていただきます。

議案外審議案件につきましては、お手元の資料、右上に議案外審議案件と記載した資料となりますので、参考にご覧ください。説明は前のスクリーンで行います。よろしくお願いいたします。



まずはじめに、今回の案件の概要についてご説明いたします。天理市の土地区画整理事業に係る内容となっております。土地区画整理事業の事業計画変更を定めるため、事業計画の変更案を、公衆の縦覧に供したところ利害関係者の方から、奈良県知事宛に意見書の提出、併せて、口頭意見陳述の申し出がございました。そのため、口頭意見陳述を行う場として、奈良県都市計画審議会に常務委員会を設置することについてご審議いただくものとなっております。

天理市の土地区画整理事業の概要についてご説明をさせていただきます。土地区画整理事業の名称は、大和都市計画事業 山の辺第1工区 土地区画整理事業で、第16回変更となります。施工者は天理市です。昭和44年度から事業を行っております。位置は、画面右に赤で示した区域となります。JR天理駅の北側に位置します。変更の概要は、施行地区の区域に三島町を明記、事業進捗等に伴う地積及び面積の変更などとなっております。画面に記載のとおりでございます。

経緯でございます。土地区画整理法におきまして、市町村が土地区画整理事業を施行しようとする場合は、事業計画書を作成し、公衆に縦覧することとなっております。利害関係者は、事業計画について意見がある場合、都道府県知事に意見書を提出することができます。天理市が土地区画整理法に基づき、事業計画変更を縦覧したところ、本年4月に利害関係者の1名の方から意見書の提出がございました。

次に、意見書の取り扱いと必要な手続きについてでございます。土地区画整理法等におきまして意見書が提出された場合、知事は意見書を都市計画審議会に付議し、都市計画審議会におきまして、意見書の内容を審査することとなっております。また、口頭意見陳述の申し出があった場合は、口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません。今回、口頭意見陳述の申し出がありましたので、常務委員会を設置し、口頭意見陳述を実施したいと考えております。

続きまして、都市計画審議会での、常務委員会の位置付けについてご説明させていただきます。奈良県都市計画審議会条例第6条で都市計画審議会の委任を受け、その権限に属する事項で軽易なものを処理するために、常務委員会を設置できると定められています。また、常務委員会の委員は、会長が指名した10名以内で組織することとなっております。さらに、奈良県 都市計画審議会運営規則 第11条第3項におきまして、審議会が常務委員会に委任する事項の範囲を定めております。その1つに、都市計画法以外の法令により、都道府県知事が、都市計画審議会に付議すべきものと定められた事項とあります。

今回、土地区画整理法により、都市計画審議会に付議すべきものになりますので、常務委員会に委任する事項の範囲に当たると考えております。そのため、常務委員会を設置するものでございます。今後の予定でございます。本日、常務委員会の設置についてご了承いただければ、常務委員会の委員に久委員、朝岡委員、山口委員にご就任いただきたいと思いますと考えております。その後、8月、9月ごろに常務委員会を開催し、口頭意見陳述を行い、その内容も踏まえて、11月の都市計画審議会にて意見書を付議し、内容を審査いただきたいと思いますと考えております。なお、都市計画審議会でご審議いただいた結果を受けて、画面下に記載した手続きを進めていく予定と考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

塚口会長： はい。ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、皆様方からご質問、ご意見ご

ございましたら承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。特に、ご発言ございませんでしょうか。

[意見なし]

塚口会長： それでは、常務委員会を設けると、そして、口頭意見陳述への対応のために、久委員、朝岡委員、山口委員からなる常務委員会としてご審議いただくという形で、皆さんからご了解いただけますでしょうか。

[異議なし]

塚口会長： はい。ありがとうございます。それではそのような形で常務委員会を進めていただければと思います。

以上をもちまして、事務局から報告をいただき、そして皆さん方のご意見を伺ったということになりました。全体を通しまして、委員のみなさんからご発言ございましたら承りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[意見なし]

塚口会長： はい。それでは、事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

事務局： 塚口会長ありがとうございました。

出席者の皆様もありがとうございます。

それでは以上をもちまして、第 175 回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。